

重要文化財（美術工芸品）の指定について

令和6年3月15日（金）に文化審議会（会長 佐藤 信）が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の指定が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、重要文化財に指定されることとなります。

記

【答申予定の重要文化財（美術工芸品） 2件】

分野	名称	所有者
彫刻	もくぞう ござてんのうざぞう 木造牛頭天王坐像 もくぞうじょしんざぞう 木造女神坐像	宗教法人八坂神社 （丹生郡越前町天王18—24）
古文書	さいふくじもんじょ 西福寺文書（五百五十六通）	宗教法人西福寺（敦賀市原13—7）

※県内の重要文化財（彫刻）の指定は、平成25年6月19日指定の「木造観音菩薩立像（小浜市）」に続くもので、累計36件になる予定。重要文化財（書跡・典籍、古文書）の指定は、令和2年9月30日指定の「大音家文書（五千七百四十六通）」に続くもので、累計16件になる予定。

【重要文化財（美術工芸品／彫刻）】

もくぞう ご ず てんのうざぞう 木造牛頭天王坐像

もくぞうじょしんざぞう 木造女神坐像

(1) 所有者 宗教法人八坂神社（丹生郡越前町天王18—24）

(2) 員数 各1軀

(3) 時代 平安時代（12世紀後半）

(4) 由来・特徴

甲^{こう}を身に着け、頭上^{とうじょう}に牛頭^{ぎゅうとう}をいただき、虎に坐る^{さんめんじゅうにひ}三面十二臂^{いちほくづくり}の牛頭天王像と、唐装^{とうそう}で頭上^{とうじょう}に十一面^{じゅういちめん}をいただく女神像^{めがた}である。それぞれ針葉樹材^{いばく}の一木造^{いちぼくぞう}で、作風より12世紀後半の製作と推定される。

牛頭天王像は八坂神社本殿に伝来し、女神像は八坂神社の摂社・御塔神社^{ごとう}に伝来したものである。両像は大きさがほぼ同じで、体幹部^{きど}の木取り^{きど}や像底^{のみ}を鑿^{のみ}で彫り^ほ窪^{くぼ}める点、両足部^{りょうそくぶ}の正中線^{せいちゅうせん}に墨線^{すみせん}を引くなど構造技法^{こうぞうぎほう}が共通することから一セットとして製作されたとみられ、揃^{そろ}って伝来^{でんらい}している点は貴重^{きんじゆう}である。

牛頭天王像は、現存する作例のうち最も本格的な彫像^{ていざう}で優れた出来映え^{うまひ}である。女神像は八坂神社の祭神の一つで十一面観音^{じゅういちめんくわんおん}を本地仏^{ほんちぶつ}とする白山妙理^{はくさんみょうり}権現^{ごんげん}である可能性や、牛頭天王の後である婆利女^{はりめ}である可能性が考えられる。また、頭部^{かぶ}を十一面観音^{じゅういちめんくわんおん}に表すなど神仏習合^{しんぶつじゆがう}の彫像形式^{ていざうけいしき}の展開^{てんかい}を考える上で注目^{ちゅうもく}される。

(5) これまでの指定 県指定有形文化財「木造十一面女神坐像^{もくぞうじゅういちめんじょしんざぞう}」

（平成11年4月23日）※女神像のみ。

(6) 備考 同社所有の重要文化財（彫刻）は、「木造阿弥陀如来坐像」ほか3軀（昭和48年6月6日指定）に続き、2件目。



木造牛頭天王坐像



木造女神坐像

【重要文化財（美術工芸品／古文書）】

さいふくじもんじょ 西福寺文書（五百五十六通）

- (1) 所有者 宗教法人西福寺（敦賀市原13—7）※敦賀市立博物館寄託
- (2) 員数 26巻、163冊、1^{じょう}帖、32^{ふく}幅、59通、1^{とじ}綴、7枚
- (3) 時代 鎌倉時代後期～明治時代（14～19世紀）
- (4) 由来・特徴

西福寺は^{おうあん}応安元年(1368)、^{りょうによ}良如(1344～1412)によって創建され、室町時代を通じて北陸有数の浄土宗寺院として発展した。

同寺に伝来してきた古文書群は、^{ぶんぼう}文保元年(1317)^{やまうちすけつなのおきぶみ}山内資綱置文以下、明治時代までの文書を含む。中世文書は、^{ごえんゆう}後円融上皇、足利將軍家の祈願所であることを示す文書や、鎌倉時代から安土桃山時代にかけて、寺領の形成過程を明らかにする文書、また、^{しば}斯波氏、朝倉氏、織田信長、大谷吉継、結城秀康等による地域支配を示す文書など、豊富な内容を持つ。近世文書は^{しんぱん}親藩や^{ふだい}譜代大名による寺領保護、越前、若狭、近江に所在した末寺との関係を示すもの、寺内組織に関わるものなどが多く含まれる。

西福寺文書は、その文書群に占める中世文書の比率が高く、とりわけ室町時代の文書が多いところに特徴がある。また、中世以来の浄土宗寺院文書がまとまって伝来する事例は少なく、戦前から研究が蓄積されてきた。我が国の政治史、経済史、文化史、寺院史等の各分野研究上、価値が高い文書群である。

- (5) これまでの指定 県有形文化財「西福寺文書」（平成17年5月6日）
- (6) 備考 敦賀市での重要文化財（古文書）の指定は初（書跡では3件あり）。

文保元年七月廿六日
 山内資綱置文

ぶんぽう やまうちすけつなのおきぶみ
 文保元年 (1317) 7月26日付け山内資綱置文

禁制
 西御寺
 一甲し人未監成根藉之事
 一伐採山林行本之事
 一相合換并考有之事
 石修河山経云云遠近
 可如散科是也下御
 天正元年付日

てんしょう きんぜい
 天正元年 (1573) 8月日付け織田信長禁制

福井県内の国指定・県指定等文化財

(3月15日答申分を含む)
(件)

区 分		国指定		国選定	国選択	国登録	県指定	備 考
		国 宝 特 別	重 文 国指定					
有 形 文化財	建造物	2	28			237	28	
	絵 画		14				85	
	彫 刻		36				85	国1件増、国指定により県指定1件減
	工芸品	3	8			1	34	
	書跡・典籍・古文書	1	16				21	国1件増、国指定により県指定1件減
	考古資料		5				16	
	歴史資料		3				8	
	計	6	110			238	277	
無 形 文化財	芸 能							
	工芸技術		2				4	
	計		2				4	
民 俗 文化財	有形民俗文化財		1			1	10	
	無形民俗文化財		5		12		65	
	計		6		12	1	75	
史跡・名勝・ 天然記念物	史 跡	1	24				29	
	名 勝	1	14			2	7	
	天然記念物	4	17			1	31	
	名勝天然記念物		1					
	計	6	56			3	67	
文化的景観				3				
重要伝統的建造物群保存地区				3				
選定保存技術								
合 計		12	174	6	12	242	423	国2件増、県2件減
		186						